

宮古島市の民生委員・児童委員名簿

(R2年2月1日現在)

【平良地区】

漲水	上里 秩子	保里二区	渡久山 明神	屋新垣 圭子	腰原	伊志嶺 一三	
根間・下屋	新垣 カツ子	保里二区	大川 艶子	大三俵 一	奥平 英子	東長 浜京子	
仲屋	渡久山 昌雄	荷川 取	久高 洋子	大三俵 二	新里 保子	栄友 利多喜子	
旭	友利 秀和	宮原	仲間 春枝	大三俵 三	下地 榮子	富名腰 一	添石 久子
高阿良	波平 君子	高野	荷川取 枝美子	上角	富山 数子	富名腰 一	平良 セツ子
東川根 一	平良 美千代	添道	伊良部 節子	前比 屋	下地 節子	富名腰 二	佐藤 タカ子
東川根 一	上地 栄作	下崎・成川	東風平 豊美	出口	本永 初枝	富名腰 二	友利 富美
東川根 二	砂川 賢司	福山	古謝 博美	大原 一	名城 常一	久貝	與那覇 淳子
東川根 二	渡久山 春吉	大神・島尻	島尻 百合子	大原 二	山内 健	松原	與那覇 直子
東川根 三	當山 美佐子	狩保	根間 恵子	大原 三	仲里 恵子	七原	與那覇 教子
東川根 三	友利 保紀	池間・前里	小祿 有子	大原 三	仲間 麗子	地盛・山中	佐藤 信子
東川根 四	伊山 國昭	主任児童委員	奥濱 実馬	場	仲村 洋子	野原 越	洲鎌 多美子
仲保屋	友利 ナヲ子	主任児童委員	狩保 公一	腰原	前原 淳子	細竹・盛加	川上 文子
保里 一	仲宗根 啓子	南西里二区	豊見山 伸子	腰原	西里 涼子	主任児童委員	宮國 芳美
						主任児童委員	上里 啓美

【城辺地区】

保良	根間 敏子	福西	喜久川 多恵子	長北	伊良部 正喜	砂川	砂川 邦利
吉野	運天 きみ子	福北	友利 玄三	長中	根間 多賀生	友利	友利 隆雄
新城	新里 米子	福南	砂川 芳助	長南	平良 昭男	主任児童委員	伊良部 秀隆
七又・皆福	川満 健功	西東	福里 勝光	西西・吉田	砂川 美枝子	主任児童委員	久貝 勝宣
福東	福里 末子	加治道	平良 モリ	西中	西里 政江		
福中	垣花 涼子	比嘉	砂川 榮子	上区(下北)	喜屋武 洋子		

【伊良部地区】

伊良部	平良 美智子	池間添2区	下地 漁子
伊良部	久高 則子	池間添3区	久貝 芳子
仲地1区	佐和田 立子	池間添4区	濱川 幸子
仲地2区	川満 恵子	前里添1区	山口 淳子
国仲1区	伊良部 照美	前里添2区	中村 尚司
国仲2区	宮国 三代子	前里添3区	池間 澤子
長浜1区	立津 義一	前里添4区	友利 テル
長浜2区	天久 恵子	前里添5区	仲村 幸子
佐和田1区	比嘉 臣雄	主任児童委員	下地 初枝
佐和田2区	佐和田 涼子	主任児童委員	佐和田 貴美子
池間添1区	長嶺 吉和		

【下地・上野地区】

来間	砂川 重信	宮国1区	宮國 サヨ子
川満	川満 美沙枝	大嶺・加山	川満 朋子
洲鎌	池間 清	上野	宮國 恵子
与那覇	上地 真理子	豊原	砂川 明有
上地	古波蔵 芳江	主任児童委員	仲地 澄子
高千穂	川満 肇	主任児童委員	川満 恵子
嘉手苺・入江	下里 初美		
新里	與那覇 京子		
野原・千代田	根間 悦子		
高田	小祿 博信		

問 福祉政策課
地域福祉係
☎ 73-1981

ご存じですか? 民生委員・児童委員

～地域における身近な相談・支援のボランティア～

民生委員・児童委員とは?

厚生労働大臣から委嘱を受けて、社会福祉を推進するため様々な活動を行う、地域で一番身近な相談・支援のボランティアです。
各市町村で活動しており、医療や介護、子育ての不安など住民の様々な相談に応じています。そして、支援を必要としている人を行政や専門機関へつなぐ『橋渡し役』となります。



▶どんなことをしているの?

【民生委員・児童委員の活動】

①社会調査	生活の実態や福祉ニーズの把握に努めます。そのために、担当区域内の家庭を訪問することがあります。
②相談	地域住民がかかえる生活上の問題について、親身になって相談にのります。
③情報提供	福祉の制度・サービスの情報を提供します。
④連絡通報	適切な福祉サービスを受けられるよう関係機関との間に立つ、連絡役となります。
⑤調整	必要なサービスが受けられるよう調整・支援します。
⑥生活支援	快適な生活ができるよう支援活動を行います。
⑦意見具申	生活上の問題点や改善策について、関係機関に意見を提起します。

▶委員は、どうやって選ばれるの?

各市町村に設置された民生委員推薦会が知事に推薦し、知事は厚生労働大臣に推薦します。これを受けて、厚生労働大臣が決定し、民生委員・児童委員に選ばれます。任期は3年です。

- 主な条件として
- 概ね30歳以上75歳未満
 - 地域の実情を知っている方
 - 社会福祉活動に理解と熱意があり、実際に活動できる方
- などがあります。

▶生活に困っていることはありませんか?

福祉についてのご相談や困りごとがあれば、区域担当の民生委員・児童委員にご相談ください。

秘密は守られます

民生委員・児童委員には守秘義務が課されています。相談内容や秘密が第三者に知られることはありません。



具体的には、行政や関係機関と連携し、下記のような支援活動を行います!!

高齢者の生活を見守ります
・一人暮らし高齢者の見守り活動
・地域ふれあいデイサービスの運営、協力

子供の成長を見守ります
・子育て支援のサロン運営
・夜間下校時の安全パトロール
・不登校児・家庭へのサポート

関係機関と連携した支援活動
・社会福祉協議会、市、学校、警察との連携
・地域自治会、子ども会と連携
・子育て支援ネットワークづくりへの協力